

# 【宇都宮市部活動方針概要版】～中学校における子どもたちのための部活動～

## 1 策定の趣旨

- 生徒のバランスのよい生活への配慮と教員の負担軽減の視点から、運動部・文化部の区別なく、部活動全般について本市共通の取組を定めた「宇都宮市部活動方針」を策定した。

## 2 基本的な考え方

- 部活動とは、学校教育の一環として位置付けられた教育課程外の学校教育活動である。
- 部活動のねらいは、生涯学習の基礎を培う・社会性や協調性を身に付ける・強い精神力や忍耐力を身に付けることである。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 各部の活動方針及び年間の活動計画等を公表し、生徒及び保護者へ周知する。
- ウ 市は、各学校において活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 市は、部活動指導員及び外部指導者の積極的な任用・配置に努める。なお、任用前及び任用後の定期において研修等を行う。
- ウ 学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市は、部活動顧問並びに管理職を対象とする研修等の取組を行う。
- カ 法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 4 部活動における安全管理の徹底

- ア 日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例等を活用するなど安全対策を講じる。
- イ 生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。また、積極的に自分や他人の安全を確保できるよう指導する。
- ウ 部活動顧問は、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心掛ける。
- エ 環境条件（天候、気温など）について十分安全に配慮した活動とし、熱中症予防については、「熱中症予防運動指針」（（公財）日本スポーツ協会）等に基づき、活動の実施を判断する。
- オ 大会やコンクール等による校外への移動については、原則として公共交通機関を利用する。

## 5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に取り組む。市は、これらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 部活動顧問及び外部指導者は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### (2) 体罰等の根絶に向けた取組

- ア 体罰やハラスメントは生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えの下に、体罰等の根絶に向けた取組を進めるとともに、生徒理解に基づき、教職員が自信をもって適切な指導を行えるよう資質の向上に努める。
- イ 部活動本来の趣旨と力に頼らない指導の在り方を確認するとともに、人権感覚の錬磨に努める。また、生徒や保護者に対しても適切な指導の在り方の啓発に努める。

### (3) 部活動用指導手引の普及・活用

- ア 競技団体等が作成した指導手引を活用し指導を行う。
- イ 市作成の「部活動指導者ハンドブック」を活用し指導を行う。

## 6 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

### ① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ) 大会・コンクール等で基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、長期間連続して活動することがないようにする。

### ② 活動時間

ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ) 朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

イ 市の策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

ウ 地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間や部活動共通、学校全体の部活動休養日の設定など工夫する。

## 7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備

### (1) 生徒のニーズ等を踏まえた部活動の環境の整備

ア 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について学校の実態に応じて検討する。

イ 市は、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 生徒の入退部及び転部について、生徒の意思を尊重する。

エ 部活動における経済的負担について、十分留意する。

① 個人で購入する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。

② 個人で使用する物品の購入が困難な場合には、それによって生徒の活動が制限されないよう、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。

③ 保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動運営に係る経費についても、保護者の経済的な負担を考慮する。

### (2) 地域との連携等

ア 市は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を検討する。

イ 環境の充実に向けた取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 8 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。

イ 市は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者に要請する。

ウ 部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。また、年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないよう、各部活動の大会・コンクール等への参加を承認する。

## 9 終わりに

○ 部活動を通して、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

○ 県教育委員会や市教育委員会、学校や保護者、関係機関等が連携をしながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。

○ 学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れながら、さらなる適正な部活動の運営を推進していく。